

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	市町村立幼稚園の設置・廃止、設置者変更の認可	
根拠法令及び条項	学校教育法第4条第1項 (昭和22年法律第26号)	
所管部局課室係名	教育委員会学校人事課小中学校担当 (内線3536)	
審 査 基 準	関 係 条 項	学校教育法施行規則第74条
	基 準 (未設定の場合 の理由)	法令の定めにおいて具体的に規定され尽くしており審査基準を設定しない。 <参考> 幼稚園設置基準
	参 考 事 項	岐阜県教育法令要覧 (岐阜県教育委員会編集)
	設 定 年 月 日 等	平成12年11月17日 (平成 年 月 日変更)
	標 準 処 理 期 間 (未設定の場合の理由)	総日数 180日 (県の休日を除く。) (ただし、施設整備を伴う場合は、開設しようとする月の15日前までに申請する必要があります)
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 30日 (教育振興事務所 受付25 交付5) 協議期間 30日 (公立幼稚園設置認可審査会) 処分期間 120日 (教育委員会学校人事課)
	設 定 等 年 月 日	平成12年11月17日 (平成 年 月 日変更)
備 考		